令和９年度分　近江八幡市指定ごみ袋発注仕様書

近江八幡市指定ごみ袋（家庭用燃えるごみ指定袋（大）、家庭用燃えるごみ指定袋（小）、家庭用燃えないごみ指定袋）について、次のとおり発注する。

１．指定ごみ袋の規格

	家庭用燃えるごみ指定袋（大）	家庭用燃えるごみ指定袋(小)	家庭用燃えないごみ指定袋
材　質	高密度ポリエチレン８０%、低密度ポリエチレン２０%		低密度ポリエチレン
	再生原料を使用せず、炭酸カルシウムを混入しないこと。		
厚　さ	０．０２０mm以上	０．０２０mm以上	０．０３５mm以上
	ＪＩＳ（日本産業規格）Ｚ１７１１　ポリエチレンフィルム製袋に準ずる。		
袋の色	黄色半透明		白色半透明
大きさ	別図１のとおり	別図２のとおり	別図３のとおり
袋の形態	マチなし取っ手付きタイプ		
	別図１のとおり	別図２のとおり	別図３のとおり
引張強度	ＪＩＳ（日本産業規格）Ｚ１７０２　包装用ポリエチレンフィルムに準ずる。		

２．指定ごみ袋の印刷内容

（１）文字色

袋への印刷は片面印刷とし、「家庭用燃えるごみ指定袋（大）」、「家庭用燃えるごみ指定袋（小）」、「家庭用燃えないごみ指定袋」とも紫色とし、表示に使用するインクは、焼却の際に環境を汚染する物質（カドミウム、全シアン、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、ＰＣＢ等の有害な物質）を含まないこと。

（２）内　容　（契約後に変更を指示する場合がある）

・印刷する内容及びレイアウトは、別図１、別図２、別図３のとおりとする。

・指定袋右下に製造年度が判る「〇〇-CACH」等を入れること。（表記については、協議の上、決定とする）

・広告用スペースへの掲載内容については、別に指示する。

・**公募したデザイン（標語もしくは図案）をごみ袋各種に２作品ずつ掲載する。印刷箇所は、過年度において、環境啓発メッセージを掲載していた位置とする。**色については、その他広告・文字などと同色とするが、選考したデザインによっては色の濃淡の表現が必要な場合がある。その他詳細については、別紙募集要項を確認のうえ、不明点については生活環境課と協議のこと。

３．外装袋・梱包箱

（１）外装袋

・外装する袋、１袋あたりに入れる指定袋の枚数は、次のとおりとする。

① 家庭用燃えるごみ指定袋（大）　　３０枚／１袋

② 家庭用燃えるごみ指定袋（小）　　３０枚／１袋

③ 家庭用燃えないごみ指定袋　　１０枚／１袋

・外装袋には、「近江八幡市」と内容物の表示（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語、ベトナム語による表記を含む。）、家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定に基づく表示及び製造物責任法に基づく警告表示を印刷すること。

・外装袋の印刷に使用するインクについては、焼却の際に環境を汚染する物質（カドミウム、全シアン、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、ＰＣＢ等の有害な物質）を含まないこと。

・外装袋には、ミシン目を入れた半月状の取り出し口を作成し、軽い力で切り取れることとし、中身の袋を無理なく１枚毎に取り出せるようにすること。

・**家庭用燃えるごみ指定袋（大）及び家庭用燃えるごみ指定袋（小）は本体色が同じであることから、外装袋の表示により区別がつきやすくするため、取り出し口付近にも「大」、「小」の表示を行う等視認性を高めるデザインとすること。**

なお、後述の「１０．検査　（１）版下検査」において、当該内容について確認を受けること。

（２）梱包箱

・梱包する箱、１箱あたりに入れる外袋の数（冊数）は、次のとおりとする。

① 家庭用燃えるごみ指定袋（大）　　２０冊／箱
② 家庭用燃えるごみ指定袋（小）　　２０冊／箱
③ 家庭用燃えないごみ指定袋　　５０冊／箱

・梱包は、複両面段ボール箱を使用すること。
・梱包箱は、複数段（２０段程度）積み重ねても潰れない強度があるものとする。
・外箱には、側面４面ともに「近江八幡市」と内容物名、「２０２７」の表示を印刷すること。

①　「家庭用燃えるごみ指定袋（大）」　「近江八幡市」　「２０２７」
②　「家庭用燃えるごみ指定袋（小）」　「近江八幡市」　「２０２７」
③　「家庭用燃えないごみ指定袋」　「近江八幡市」　「２０２７」

４．購入予定枚数

購入予定枚数は、次のとおりとする。なお、予定枚数であり、実際の発注枚数の増減はありうる。

① 家庭用燃えるごみ指定袋（大）　３，７７８，８００枚（　１２５，９６０冊 ・ ６，２９８箱）
② 家庭用燃えるごみ指定袋（小）　１，００７，４００枚（　３３，５８０冊 ・ １，６７９箱）
③ 家庭用燃えないごみ指定袋　１８８，０００枚（　１８，８００冊 ・　３７６箱）

５．入札書提出に係る注意事項

・入札書は、指定の様式を使用すること。
・入札書には、１枚あたりの家庭用燃えるごみ指定袋（大）、家庭用燃えるごみ指定袋（小）、家庭用燃えないごみ指定袋の単価（税抜き）をそれぞれ記載するとともに、それぞれの単価に購入予定枚数を乗じて、それを合計した額（税抜き）も記載すること。記載漏れのある場合は、失格とする。

６．落札決定方法及び契約

落札者は、１者とし入札者のなかで最低価格者とする。

なお、最低価格者とは、家庭用燃えるごみ指定袋（大）、家庭用燃えるごみ指定袋（小）、家庭用燃えないごみ指定袋の入札単価にそれぞれの購入予定枚数を乗じた額の合計額が、予定価格以下で最低価格となった者をいう。

契約は、単価により行う。

７．納入期間

納入期間は、令和９年４月１日より令和１０年３月３１日までとする。

８．支払い

支払いは、落札業者が納入毎の納品検査に合格したうえで月毎に発行した請求書を市が受理した日から３０日以内に支払うものとする。

９．納期及び納入先

（１）納期

納入の開始は、概ね令和９年４月からとし、２週間毎に１回程度の納入回数とする。

（２）納入先

指定ごみ袋の納入先は、市が指定する場所とする。なお、納品にかかる一切の経費は受託者負担とする。

納入予定先：近江八幡市旧マルチメディアセンター倉庫（近江八幡市出町６４５番地４）

近江八幡市役所倉庫（近江八幡市桜宮町２１４番地５）

その他小売店舗等概ね２０箇所程度のうち納入ごとに発注があった店舗

※　納入先・納入先数は変更する場合がある。

※　納入先にリフト等の設備はありません。

※　納品毎に納品日、納品数量等がわかるよう納品書を作成し、受領者の確認を受け本市に提出すること。

１０．検査

（１）版下検査

①　指定ごみ袋及び外袋の記載事項について、版下を作成後、内容や色彩等について市の校正を受けるとともに生地見本を提出すること。

②　外箱について、版下を作成後、内容や色彩等について市の校正を受けること。
なお、外箱については、商品サンプル検査は行わないので、版下校正の内容で確実に製造すること。

③　検査においては、指定ごみ袋、外袋及び外箱それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、検査に合格しないものがある場合は、修正及び修正後の版下の提出を指示する。

④　指定ごみ袋、外袋及び外箱のすべてについて、版下の検査に合格したうえで、商品サンプルの製造を指示する。

（２）商品サンプル検査

①　指定ごみ袋の本製造開始時に指定ごみ袋の厚さ、引張強度について、国内の第三者公的検査機関で検査を受け、検査結果の内容を証明した書面の原本と**各商品毎にサンプル３冊ずつ**を市に提出し、検査を受けること。（検査を受け合格した商品サンプルと同品質のものを製造すること。）

（注）厚さの試験方法はＪＩＳ（日本産業規格）Ｚ１７１１を、引張強度の試験方法はＪＩＳ（日本産業規格）Ｚ１７０２を準拠すること。

（３）納品検査

①　納品検査は、納品された指定ごみ袋から種類別に本市が無作為に当該検査対象の一部を抽出し、製造業者が立ち会いのもと、検査を行う。

②　検査においては、指定袋、外袋及び外箱それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行う。

③　検査において品質等に疑義が生じた場合は、さらに抽出し、他の指定袋についても確認を行う。

④　検査に合格しないものがある場合は、製造業者に対し、指示書等により期間を指定して手直し、再製造等を命じる。

１１．その他

・納品された指定ごみ袋は、随時、抜取検査等を実施し、公的機関の検査結果に関わらず、納入後に不具合が判明した場合、受注者の責任において速やかに全量交換すること。

・当初発注分について、契約単価の変更は行わない。発注数量が発注予定枚数から増減があった場合も同様とする。契約期間中に発注者が追加発注を行う場合も原則当初契約単価に依ることとする。ただし、社会情勢の著しい変動や予見し難い事由により、当初契約による履行が著しく困難となった場合は、協議の上その取扱いを決定するものとする。

・受注者は本契約期間中の安定供給を図るため、原材料の市場動向を踏まえ、計画的な調達及び確保に努めるものとする。

・指定ごみ袋の確認は、生活環境課窓口で行うこと。

・その他、発注仕様書に定めのない事項については、別に協議の上決定する。